

# 米の先物取引の現状について



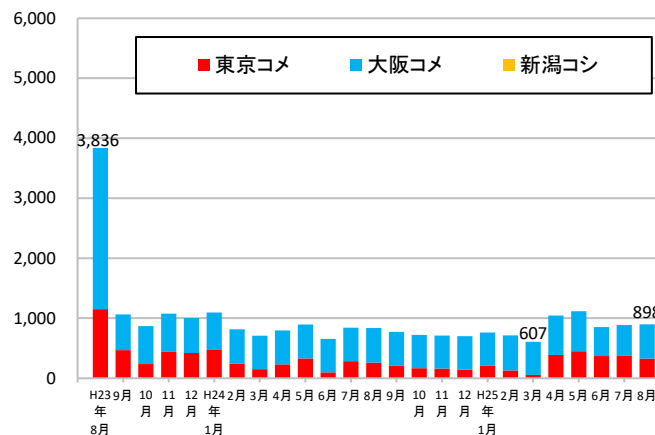
令和2年11月

**農林水産省**  
**食料産業局**

# 取引状況 1 取引量

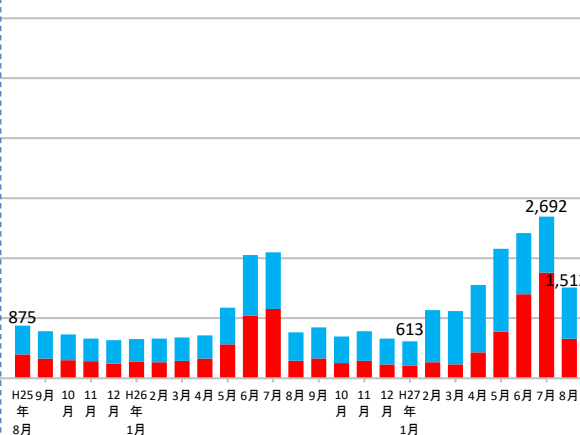


第1期の出来高の推移  
(平成23年8月8日～平成25年8月7日)



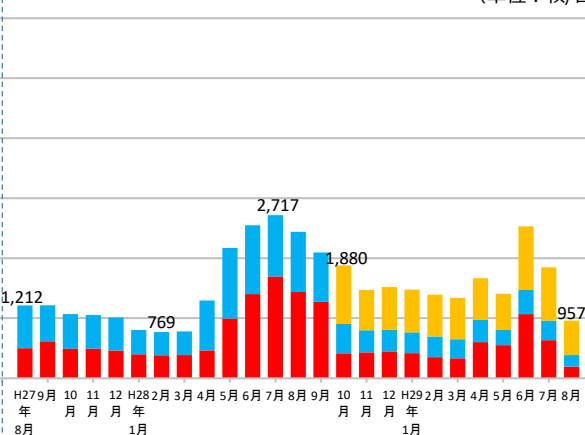
一日当たり 958枚  
(当期間の総出来高 473,486枚)

第2期の出来高の推移  
(平成25年8月8日～平成27年8月7日)



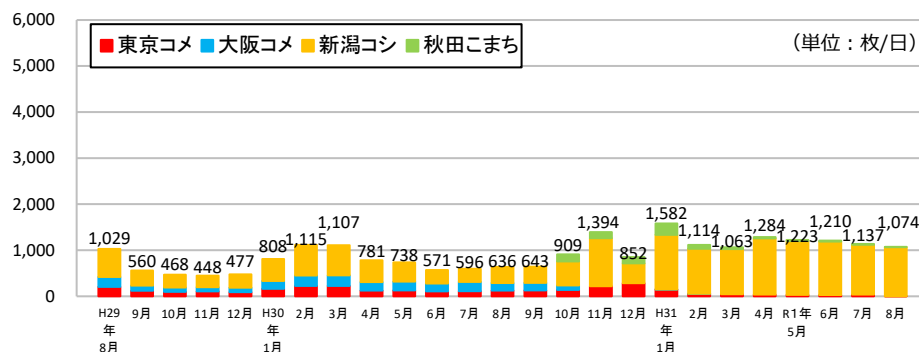
一日当たり 1,149枚  
(当期間の総出来高 563,150枚)

第3期の出来高の推移  
(平成27年8月8日～平成29年8月7日)



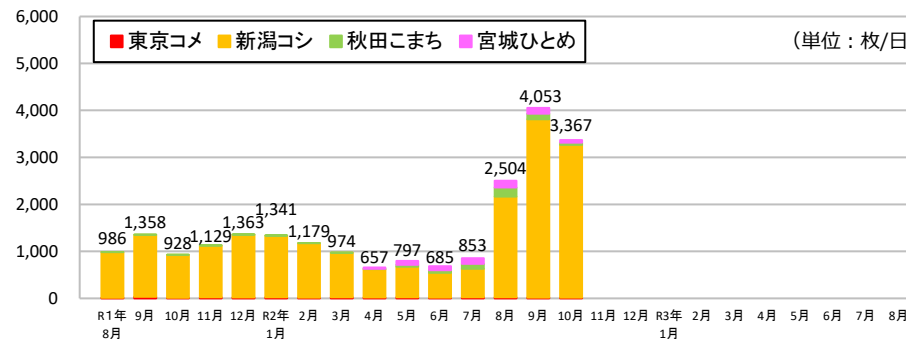
一日当たり 1,548枚  
(当期間の総出来高 757,126枚)

第4期 (平成29年8月8日～令和元年8月7日) の出来高の推移



一日当たり 898枚  
(当期間の総出来高 438,439枚)

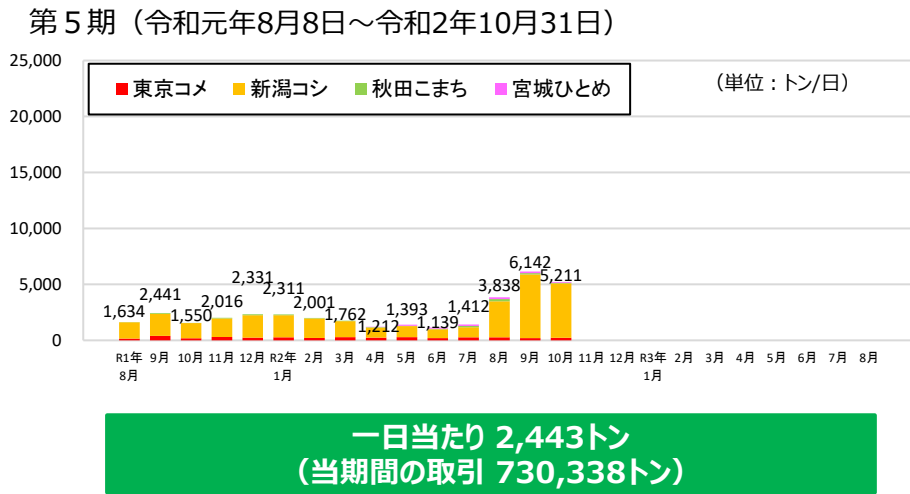
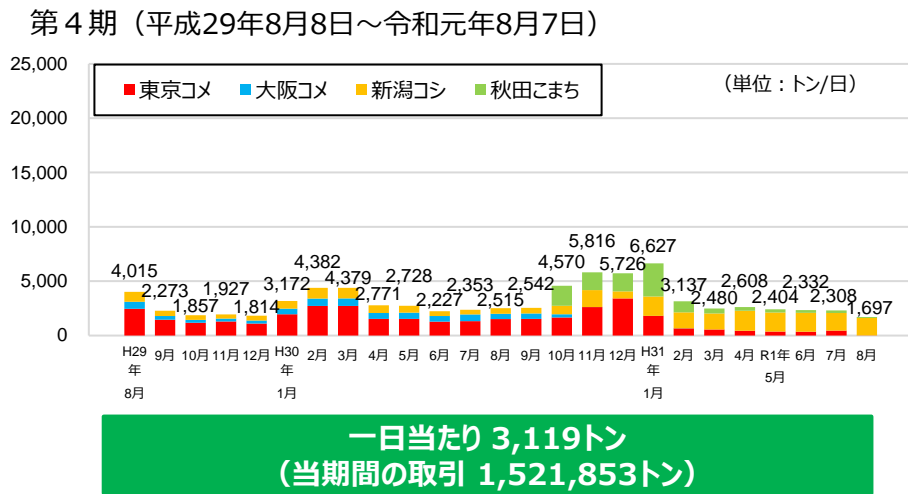
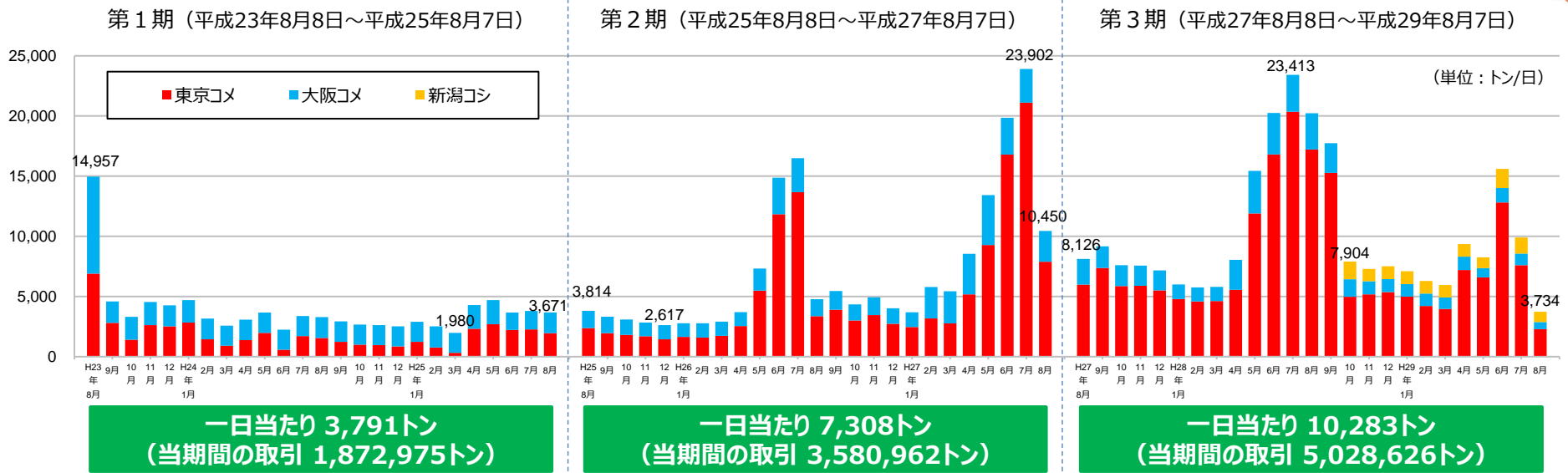
第5期 (令和元年8月8日～令和2年10月31日) の出来高の推移



一日当たり 1,490枚  
(当期間の総出来高 445,402枚)

注) 秋田こまちは、取引単位が17俵の限月と204俵の限月の出来高を合算したものの。(令和2年4月の小口化から、令和3年2月まで、取引単位が17俵の限月と204俵の限月が並存。)

# (参考) 取引量の重量換算



注1) 出来高(枚)を東京コメ: 12t (25年産までは6t)、大阪コメ: 3t、新潟コシ: 1.5t、秋田こまち: 12.24t (小口化された限月は1.02t)、宮城ひとめ: 1.08tで換算したもの。

注2) 先物取引においては、現物の受渡し(0.5万t)は、全体(51万t)の1%である。(令和元年度)

## 2 参加者数等



### 市場参加者数の推移

市場参加者	第1期 H23.8.8～ H25.8.7	第2期 H25.8.8～ H27.8.7	第3期 H27.8.8～ H29.8.7	第4期 H29.8.8～ R1.8.7	第5期 R1.8.8～ R2.10.31
生産者	2	11	31	62	61
流通業者	83	128	119	99	87
商先業者等	42	19	16	11	7
合計	127	158	166	172	155

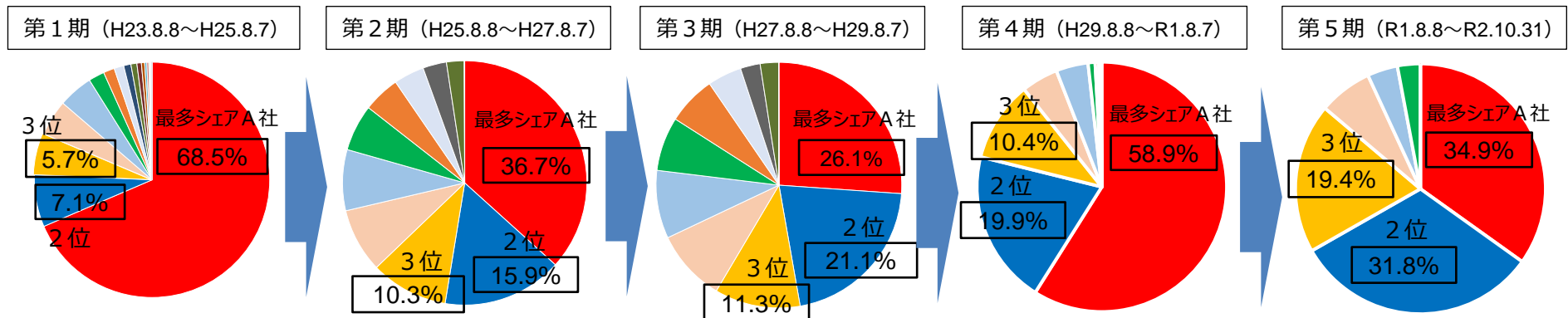
注：合計には商品先物取引業者に委託する一般投資家を含まない。

### 市場管理措置（値幅制限）の状況

第1期 H23.8.8～ H25.8.7	第2期 H25.8.8～ H27.8.7	第3期 H27.8.8～ H29.8.7	第4期 H29.8.8～ R1.8.7	第5期 R1.8.8～ R2.10.31
76回	32回	4回	76回	43回

注：値幅制限とは、値動きが一定の幅に達した場合、その限度を超える価格で取引を成立させない仕組みのこと。回数は、終値が値幅制限に達した限月数をカウント。

### 取引に参加する商品先物取引業者の取引割合の推移



注1：東京コメ・大阪コメ・新潟コシ・秋田こまち・宮城ひとめの売買枚数の合計に占める割合。  
注2：東京コメは平成25年2月8日までは東京穀物商品取引所、同年2月12日以降は大阪堂島商品取引所で取引。

## (参考1) 米の先物取引をめぐる主な動き

H23	7月	東京穀物商品取引所及び関西商品取引所の米の試験上場申請を認可
	8月	取引開始
H25	2月	市場を大阪堂島商品取引所(旧関西商品取引所)に集約
	8月	大阪堂島商品取引所の米の試験上場期間の2年間の延長を認可
H27	8月	大阪堂島商品取引所の米の試験上場期間の2年間の再延長を認可
H28	10月	東京コメ、大阪コメに加え、新潟コシの取引を開始
H29	8月	大阪堂島商品取引所の米の試験上場期間の2年間の再々延長を認可
H30	10月	ザラバ取引開始。大阪コメを秋田こまちに変更
R1	8月	大阪堂島商品取引所の米の試験上場期間の2年間の再々々延長を認可(R3.8.7まで)
R2	4月	秋田こまちを小口化。宮城ひとめの取引を開始

## (参考2) 米の先物取引の商品設計について

	東京コメ	新潟コシ	秋田こまち	宮城ひとめ
1 取引対象	➤ 水稻うるち玄米(全国)	➤ 新潟県産コシヒカリ	➤ 秋田県産あきたこまち	➤ 宮城県産ひとめぼれ
2 取引期限	➤ 最長で12か月先(12か月以内の偶数月渡し)			
3 取引単位	➤ 200俵(12トン)／枚	➤ 25俵(1.5トン)／枚	➤ 17俵(1.02トン)／枚(※)	➤ 18俵(1.08トン)／枚
4 受渡場所	➤ 東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、愛知県及び大阪府に所在する指定倉庫	➤ 新潟県に所在する指定倉庫	➤ 秋田県に所在する指定倉庫	➤ 宮城県に所在する指定倉庫

注:秋田こまちは、令和3年2月まで、取引単位が17俵の限月と204俵の限月が並存。